

美郷町社会福祉協議会旅費・報酬規程

第1章 旅 費

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人美郷町社会福祉協議会の役員、各委員会の委員及び職員（以下「職員」という。）の出張について旅費の支給等必要な事項を定め、適切な事務の運営を図ることを目的とする。

2 出張については、別に定めるものを除きこの規程を準用する。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は次に掲げるところによる。

- (1) 出張 職員が業務のために一時施設を離れて旅行することをいう。
- (2) 旅費 出張のため施設と目的地（以下「出張地」という。）までの間の往復に要する交通費、車賃、宿泊料、及び日当を総称していう。
- (3) 役員 定款の規定による評議員、理事、監事及び参与の職にある者をいう。
- (4) 委員 定款の規定による部会及び委員会の委員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人が経営する全施設の役員・職員に適用する。

(出張命令)

第4条 職員の出張は、事業所長が発する出張命令（以下「命令」という。）に基づいて行うものとする。

2 命令は、業務のため必要な場合に発するものとする。

3 職員は業務上の事由又は天災その他やむを得ない事情により命令にしたがって出張できなくなったときは、事業所長に申し出て事前に命令の変更を得るものとする。

4 事業所長は、命令を発した後において業務上の事由及び、前項の申出に基づいて命令を取り消し又は変更することができる。

(報 告)

第5条 職員が出張したときは、帰社後速やかに文書で出張の経緯を事業所長に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては口頭で報告することができる。

(利用する交通機関等)

第6条 職員の出張は鉄道、バス、航空機、船舶及び法人・施設所有の自動車並びに二輪車（以下「公用車」という。）により行うものとする。

2 前項の利用にあたっては交通機関の運行数、所要時間、運賃等によって通常利用する経

済的かつ合理的な経路によって出張するものとする。

(旅費の支給)

第7条 職員が、第4条の規定により出張したときは旅費を支給する。

(交通費)

第8条 出張にあたっては、原則公用車を利用するものとし、この場合は交通費を支給しない。

- 2 鉄道、バス、航空機、船舶を利用して出張を命ぜられた場合は、それぞれの交通機関が定める旅客運賃の実費を交通費とする。
- 3 前2項以外で、出発地又は最寄の駅等から出張地までの交通機関がない場合は、別表2に定める最も合理的な方法により計算された額を交通費とする。

(宿泊料)

第9条 宿泊料は、出張中の宿泊数に応じて別表に定めるところにより支給するものをいう。

(日 当)

第10条 日当は、出張中の日数に応じて別表に定めるところにより支給するものをいう。

- 2 旅行の時間が4時間以内の場合における日当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(重複支給の禁止)

第11条 職員が出張するに当たって次に掲げる事項に該当する場合の旅費は、第7条の規定にかかわらず当該事項に係る部分についての旅費は支給しない。

- (1) 職員が会議、研修会等の講師を依頼され、依頼者が当該旅費を負担する場合
- (2) 会議、研修会等に参加するために、本会が負担する負担金の中に宿泊費等が含まれている場合

(旅費の請求)

第12条 旅費は出張から帰社後職員の旅費請求書に基づいて支給する。ただし、宿泊を要する出張の場合には、概算払請求により旅費を前受けすることができる。

- 2 前項ただし書きの規定により前受けした職員は、帰社後速やかに精算書により精算しなければならない。
- 3 前項の精算の結果、概算支給額に過不足が生じたときは、生じた差額について、それぞれ返納又は支給するものとする。

(旅費の計算方法)

第13条 旅費の支給については、第6条第2項の規定による経路に基づいた方法により計算する。ただし、天災、交通機関の事故等による場合はこの限りでない。

- 2 第8条の交通費の計算にあたって、利用する交通機関の利用料金に2階級以上に区分す

る等級のある路線等を利用するときは、下級の利用料金をもって計算するものとする。

- 3 利用料金のうち、座席指定料金は前項の計算に含めないものとする。
- 4 宿泊の計算にあたって、研修会、会議等で宿泊施設が指定され宿泊料が定められているときは、当該定められた宿泊料による。

(出張経路の起点)

第14条 旅費計算の基準となる起点(以下「出発地」という。)及び終点(以下「帰着地」という。)は、当該役・職員の勤務施設とする。

- 2 前項の規定にかかわらず出張地までの所要時間、出張用務の内容等からみて、自宅からの出張が合理的であると判断されるときは、自宅を出発地及び帰着地にすることができる。

(公用車の使用)

第15条 役・職員が公用車により出張したときの旅費は、第10条に規定する日当を支給する。

(施設所在地内の出張旅費)

第16条 役・職員が施設所在地の市町村内に出張した場合の日当は支給しない。

第2章 報 酬

(目 的)

第17条 この規程は、社会福祉法人美郷町社会福祉協議会定款第6条に規定する評議員、第18条に規定する役員及び第32条に規定する参与の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第18条 報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、評議員、役員、参与の地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 報酬の額については別表に定めるとおり支給する。

附 則

- この規程は、平成18年1月5日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年11月11日から施行する。

別表1

1. 職員の旅費に関する規程による宿泊料の額

区 分	宿 泊 料 (全 職 員)
県内 1泊	8,000円
県外 1泊	13,000円

2. 職員の旅費に関する規程による日当の額

出 張 地	日 当 (全 職 員)
市町村内の出張	0円
県内出張	1,000円
県外出張	2,200円

但し、日向市東郷町及び諸塚村に旅行した場合は、本表の規定にかかわらず、日当は支給しない。

3. 評議員・理事・監事・参与の報酬

区 分	日 額
評議員・理事・監事・部会及び委員会の委員	6,200円
参与	本規程の定めるところに準じて、会長がその都度決定する。

別表2

<p>1 第8条第3項に規定する交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の交通費で旅行の実費を支弁することができないと求められる場合には、実費額による。</p> <p>2 旅費は、全路線を通算して計算する。</p> <p>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>
--